# 西東京市図書館利用者用インターネット端末設置及び利用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、西東京市図書館(以下「図書館」という。)の利用者の調査研究、教養、レクリエーション

等に資するためのレファレンスサービス及び情報提供サービスの一環として、利用者の情報の収集・分析・

活用能力の向上を図るため利用者用インターネット端末(以下「端末」という。)を設置し、その利用に 当

たり必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 利用者の範囲

端末の利用者(以下「利用者」という。)は、利用者自身の判断と責任においてインターネット上の情報

を選択し、利用することができる。

- 2 利用者は、有害情報等の閲覧が制限された端末を使用する。
- 3 小学生以下の者は、保護者の同伴があるとき、又は申込書をもって保護者の同意があるときに限り利

用できる。

## 第3 利用時間

利用時間は、1人1回30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、この限りでない。

- 2 利用者は、端末を利用する日時を指定することはできない。
- 3 端末は、閉館時間を超えて利用することはできない。

## 第4 利用料金

端末の利用料金は、無料とする。ただし、データベース等の印刷に要する費用については、西東京市図 書

館複写サービス取扱い要綱(平成 16 年 9 月 14 日施行)に基づき、別途徴収するものとする。

#### 第5 利用方法

利用者は、図書館が定める利用条件に同意した上で、申込書に必要事項を記入し、西東京市図書館設置条

例施行規則(平成 13 年西東京市教育委員会規則第 30 号)に定める図書館の利用カード若しくは多摩六都・図

書館共通利用カード又は身分証を提示し、指定された端末を使用する。

## 第6 禁止行為

利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした利用
- (2) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (3) 著作権を侵害する行為

(4) 他人のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為

### 第7 操作の制限

端末の利用は、次の各号に掲げる事項は行ってはならない。

- (1) 電子メールの送受信、掲示板への投稿、チャット、ゲーム及びこれに類する発信行為
- (2) ワードプロセッサー機能等のネットワークに接続しない状態での使用
- (3) 公共の場での閲覧にふさわしくない、アダルトサイト、反社会的なサイト等の有害サイトへのア

#### クセス

- (4) ダウンロード、ソフトウェアのインストール、プログラムの改変又は端末の設定の変更
- (5) フロッピーディスク、CD-ROM等の記憶媒体の使用
- (6) 第1に定める趣旨と異なるオンラインショッピング、オンライン予約等の利用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育部図書館長(以下「館長」という。)が不適切と認めた利用 第8 利用の中止及び禁止

館長は、第6各号及び第7各号に規定する行為を現に行い、又は行った利用者に対し、直ちに利用を中止

させ、又は以後の利用を禁止することができる。

## 第9 責任

端末の利用において、利用者の行為により西東京市、西東京市教育委員会若しくは図書館又は第三者 に損

害を与えたときは、当該利用者又はその保護者が責任を負う。

2 西東京市は、利用者が端末を利用することから生じる損害に対して、すべての責任を負わない。 第 10 職員

図書館職員は、レファレンスの回答に関する検索及び端末機操作の説明を行う。ただし、代行検索は行わ

ない。

### 第11 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

附 則(平成19年7月1日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。